

○藤枝市武道館条例

昭和 5 9 年 1 2 月 2 2 日

条例第 3 3 号

(設置)

第 1 条 市民の健康の増進と心身の健全な発達を図るため、武道館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 武道館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 藤枝市武道館

位置 藤枝市駅前三丁目 2 1 番 1 号

(開館時間)

第 3 条 藤枝市武道館（以下「武道館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、第 1 7 条の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めたときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第 4 条 武道館の休館日は次のとおりとする。ただし、指定管理者は必要と認めたときは、市長の承認を得て変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 3 日まで

(使用の許可)

第 5 条 武道館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

第 6 条 指定管理者は、武道館の使用を許可するに当たっては、使用の目的、範囲及び期間その他管理上必要な使用条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、武道館の使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) 管理上支障があると認めたとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(利用料金)

第8条 武道館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を使用許可を受けた際に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に納期を定めたときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責によらない理由で使用できなかったとき。

(2) 使用者が使用の日前5日までに使用許可の取消しを願い出て、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めたとき。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第11条 使用者は、指定管理者が法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は管理の業務の全部の停止を命じられたときは、第8条第2項の規定により定められた額を武道館の使用料として市に納めなければならない。

(特別設備の制限)

第12条 使用者は、施設の使用に当たり特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取

り消し、又は使用を禁止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件又は指示に違反したとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

2 前項の規定によって生じた損害については、指定管理者は、その責を負わない。

ただし、指定管理者の都合による場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、武道館の使用が終わったとき又は前条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第16条 使用者は、武道館の建物、設備、備品等をき損又は亡失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、減額又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき法人その他の団体で市長が指定するものに武道館の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項の規定により行う指定管理者の管理に関する業務は、次のとおりとする。

(1) 武道館の使用の許可に関する業務

(2) 武道館の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務

(3) 武道館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年6月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年12月25日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 6 1 年 3 月 2 5 日条例第 6 号）

この条例は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 2 3 日条例第 2 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤枝市武道館条例別表の規定にかかわらず、平成元年 4 月 1 日前に使用許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 2 6 日条例第 2 7 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤枝市武道館条例別表の規定にかかわらず、平成 9 年 4 月 1 日前に使用許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 7 年 9 月 3 0 日条例第 3 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過規定）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の藤枝市武道館条例（以下「旧条例」という。）の規定により教育委員会がした許可その他の行為は、改正後の藤枝市武道館条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成 2 1 年 3 月 2 7 日条例第 1 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の藤枝市武道館条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の藤枝市武道館条例の相当規定によりされたものと

みなす。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 10 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（第 1 条及び第 34 条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設等の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日条例第 3 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

3 この条例（第 1 条及び第 35 条から第 38 条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設等の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日条例第 6 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 15 日条例第 29 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

（1）競技場等

| 使用時間 |     |      | 午前9時<br>から午前<br>12時まで | 午後1時<br>から午後<br>5時まで | 午前9時<br>から午後<br>5時まで | 午後6時<br>から午後<br>9時まで | 午後1時<br>から午後<br>9時まで | 午前9時か<br>ら午後9時<br>まで |
|------|-----|------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 使用区分 |     |      |                       |                      |                      |                      |                      |                      |
| 第1道  | 専用使 | 一般、学 | 円                     | 円                    | 円                    | 円                    | 円                    | 円                    |

|               |          |            |        |        |        |        |        |        |
|---------------|----------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 場<br>第2道<br>場 | 用        | 生          | 2, 200 | 3, 300 | 5, 500 | 3, 830 | 7, 130 | 9, 330 |
|               |          | 児 童、生<br>徒 | 1, 100 | 1, 630 | 2, 730 | 1, 860 | 3, 510 | 4, 610 |
|               | 個人使<br>用 | 一 般、学<br>生 | 100    | 150    |        | 210    |        |        |
|               |          | 児 童、生<br>徒 | 50     | 70     |        | 100    |        |        |
| 第1会議室         |          |            | 1, 310 | 1, 750 | 3, 070 | 2, 630 | 4, 400 | 5, 710 |
| 第2会議室         |          |            | 430    | 650    | 1, 080 | 1, 080 | 1, 740 | 2, 170 |

(2) 空調機

| 種類   |    | 単位  | 使用料（円） |
|------|----|-----|--------|
| 第1道場 | 冷房 | 1時間 | 670    |
|      | 暖房 | 1時間 | 620    |

備考

- 「一般、学生」とは、一般社会人、大学及び短期大学の学生をいう。
- 「児童、生徒」とは、幼児（満3歳以上）、小学校児童、中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 土曜日の午後、日曜日及び祝日に使用する場合（道場の個人使用を除く。）は、当該使用料の20％に相当する額を加算する。
- 藤枝市民及び市内の事務所等に勤務する者以外のものが使用する場合（道場の個人使用を除く。）は、当該使用料（3により加算した額を含む。）の50％に相当する額を加算する。
- 道場の一部を専用使用する場合において、その使用面積が2分の1に満たないときの使用料は、当該使用料（3及び4により加算した額を含む。）の2分の1の額とする。
- 道場において、使用時間が午前9時から午後5時までの間に使用者が照明設備を使用するときは、1基につき1時間25円の電気料を徴収する。
- 3から6までの場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 特殊の電気設備をしたときの電気料は、別に実費を徴収する。
- 使用のための準備及び原状回復のための時間は、使用時間に含む。

- 1 0 使用者が、入場料等を徴収して使用する場合の使用料の額は、使用時間区分に規定する使用料の額の6倍に相当する額とする。
- 1 1 付帯設備の使用料の額は、藤枝市民体育館付帯設備の使用料の額に準じて算定した額とする。